

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、平成29年4月1日に「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約3週間）

平成29年7月10日（月）0930から

平成29年7月31日（月）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

平成29年7月10日（月）から平成29年7月31日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。
なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。
※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※ 平成29年7月31日（月）までに通知する予定。
※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。
なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

6 本件に関する相談先（受付担当）

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

大臣官房秘書課担当（指定職受付）

電話番号（外線）：

（内線）：

電子メールアドレス（部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信）

（部内系）：

及び

（部外系）：

及び

大臣官房秘書課担当（行政職（一）9級以上受付）

電話番号（外線）：

（内線）：

電子メールアドレス（部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信）

（部内系）：

及び

（部外系）：

及び

（注1）次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成29年7月31日（月）までに定年に達する職員

(4) 平成29年7月10日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成29年7月10日（月）から平成29年7月31日（月）まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、平成29年4月1日に「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約2週間）

平成29年7月24日（月）0930から

平成29年8月10日（木）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

平成29年8月1日（火）から平成29年8月10日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成29年8月10日（木）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

6. 本件に関する相談先（受付担当）

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

大臣官房秘書課担当（指定職受付）

電話番号（外線）：

（内線）：

電子メールアドレス（部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信）

（部内系）：

及び

（部外系）：

及び

大臣官房秘書課担当（行政職（一）9級以上受付）

電話番号（外線）：

（内線）：

電子メールアドレス（部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信）

（部内系）：

及び

（部外系）：

及び

（注1） 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成29年8月10日（木）までに定年に達する職員

(4) 平成29年7月24日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成29年7月24日（月）から平成29年8月10日（木）まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）7級以上の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、平成29年4月1日に「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（2週間）

平成30年3月 1日（木）0930から

平成30年3月14日（水）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

平成30年3月26日（月）から平成30年4月30日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成30年4月30日（月）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成30年4月30日(月)までに定年に達する職員
- (4) 平成30年3月1日(木)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成30年3月1日(木)から平成30年3月14日(水)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

(1) 大臣官房秘書課担当(指定職受付)

電話番号(外線):

(内線):

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系):

及び

(部外系):

及び

(2) 大臣官房秘書課担当(行政職(一)7級以上受付)

電話番号(外線):

(内線):

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系):

及び

(部外系):

及び

7 その他(再就職支援)

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5(1)の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出るものとする。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、受付担当から連絡する。

(支援条件)

- ① 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ② 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、大臣官房秘書課担当(行政職(一)7級以上受付)へ照会するものとする。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、平成29年8月1日現在、55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

16名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成29年6月6日（火）0900から

平成29年6月19日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成29年8月1日（火）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事教育部補任課長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成29年8月1日(火)までに定年に達する職員
- ④ 平成29年6月6日(火)(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年6月6日(火)から平成29年6月19日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

3等陸佐である自衛官であって、平成29年8月1日現在、54歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成29年6月6日（火）0900から

平成29年6月19日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成29年8月1日（木）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事教育部補任課長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 平成29年8月1日(火)までに定年に達する職員

④ 平成29年6月6日(火)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年6月6日(火)から平成29年6月19日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将である自衛官（陸上幕僚長及び方面総監の官職にある者を除く。）であって、平成29年8月1日現在、57歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

3名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成29年6月20日（火）0900から

平成29年7月3日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成29年8月1日（火）から平成29年8月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事教育部長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成29年8月31日(木)までに定年に達する職員
- ④ 平成29年6月20日(火)(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年6月20日(火)から平成29年7月3日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、平成29年8月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

9名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成29年6月20日（火）0900から

平成29年7月3日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成29年8月1日（火）から平成29年8月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事教育部長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成29年8月31日(木)までに定年に達する職員
- ④ 平成29年6月20日(火)(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年6月20日(火)から平成29年7月3日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将である自衛官（陸上幕僚長及び方面総監の官職にある者を除く。）であって、平成29年12月1日現在、57歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成29年10月11日（水）0900から

平成29年10月24日（火）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成29年12月1日（金）から平成29年12月31日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送、逓送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話： (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成29年12月31日(日)までに定年に達する職員
- ④ 平成29年10月11日(水)(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年10月11日(水)から平成29年10月24日(火)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、平成29年12月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成29年10月11日（水）0900から

平成29年10月24日（火）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成29年12月1日（金）から平成29年12月31日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送、逕送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話： (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成29年12月31日(日)までに定年に達する職員
- ④ 平成29年10月11日(水)(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年10月11日(水)から平成29年10月24日(火)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

1 等陸佐である自衛官であって、平成 29 年 12 月 1 日現在、55 歳以上の者（注 1 参照）

3 募集人数

8 名程度

4 募集の期間（約 2 週間）

平成 29 年 10 月 11 日（水）0900 から

平成 29 年 10 月 24 日（火）1700 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成 29 年 12 月 1 日（金）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送、逡送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話： (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成29年12月1日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成29年10月11日(水)(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年10月11日(水)から平成29年10月24日(火)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、平成29年12月1日現在、55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成29年10月31日（火）0900から

平成29年11月13日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成29年12月19日（火）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送、逡送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話： (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成29年12月19日(火)までに定年に達する職員
- ④ 平成29年10月31日(火)(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年10月31日(火)から平成29年11月13日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将である自衛官（陸上幕僚長及び方面総監の官職にある者を除く。）であって、平成30年3月1日現在、57歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成30年2月6日（火）0900から

平成30年2月19日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成30年3月1日（木）から平成30年3月31日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送（募集の期間内の消印有効）、逡送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話： (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成30年3月31日(土)までに定年に達する職員
- ④ 平成30年2月6日(火)(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成30年2月6日(火)から平成30年2月19日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、平成30年3月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

7名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成30年2月6日（火）0900から

平成30年2月19日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成30年3月1日（金）から平成30年3月31日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話： (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成30年3月31日(土)までに定年に達する職員
- ④ 平成30年2月6日(火)(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成30年2月6日(火)から平成30年2月19日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、平成30年3月1日現在、55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

33名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成30年2月6日（火）0900から

平成30年2月19日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成30年3月23日（金）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送（募集の期間内の消印有効）、逋送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話： (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成30年3月23日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成30年2月6日(火)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成30年2月6日(火)から平成30年2月19日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

2等陸佐及び3等陸佐である自衛官であって、平成30年3月1日現在、54歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

- (1) 2等陸佐 10名程度
- (2) 3等陸佐 5名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成30年2月6日（火）0900から
平成30年2月19日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成30年3月23日（金）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送（募集の期間内の消印有効）、逡送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
- イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話： (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成30年3月23日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成30年2月6日(火)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成30年2月6日(火)から平成30年2月19日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸尉である自衛官であって、平成30年3月1日現在、53歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

4名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成30年2月6日（火）0900から

平成30年2月19日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成30年3月23日（金）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送（募集の期間内の消印有効）、逡送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話： (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成30年3月23日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成30年2月6日(火)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成30年2月6日(火)から平成30年2月19日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

- (1) 平成29年4月1日時点で57歳に達している海将（募集開始日において、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第3条第4号へに定める任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職（統合幕僚長、海上幕僚長、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、呉地方総監及び佐世保地方総監）にある者を除く。）である海上自衛官（注1参照）
- (2) 平成29年4月1日時点で55歳に達している海将補である海上自衛官（注1参照）

3 募集人数

3名

4 募集の期間（約2週間）

平成29年6月26日（月）0900から

平成29年7月7日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成29年7月24日（月）から平成29年8月18日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に海上幕僚監部人事教育部長宛に郵送、遞送又は持参により提出する(必着)。

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

電話： (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成29年8月18日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成29年6月26日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年6月26日(月)から平成29年7月7日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

平成28年11月30日時点で55歳、かつ平成22年度以前に1等海佐へ昇任した1等海佐である海上自衛官であって、募集開始日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の1等海佐（二）以上の適用を受ける者（注1参照）

3 募集人数

7名

4 募集の期間（約2週間）

平成29年 6月26日（月）0900から

平成29年 7月10日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成29年7月25日（火）から平成29年8月4日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付窓口に郵送、通送又は持参により提出する（必着）。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注２）のとおり

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（付紙第２）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町５－１

電話：（内線）

（注１）次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成２９年８月４日（金）までに定年に達する職員
- ④ 平成２９年６月２６日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成２９年６月２６日（月）から平成２９年７月１０日（月）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注２）応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

- (1)平成29年10月1日時点で57歳に達している海将(募集開始日において、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第3条第4号へに定める任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職（統合幕僚長、海上幕僚長、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、呉地方総監及び佐世保地方総監）にある者を除く。）である海上自衛官（注1参照）
- (2)平成29年4月1日時点で55歳に達している海将補である海上自衛官（注1参照）

3 募集人数

4名

4 募集の期間（約2週間）

平成29年10月30日（月）0900から

平成29年11月10日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成29年12月1日（金）から平成29年12月28日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に海上幕僚監部人事教育部長宛に郵送、送付又は持参により提出する(必着)。

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

電話： (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成29年12月28日(木)までに定年に達する職員
- ④ 平成29年10月30日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年10月30日(月)から平成29年11月10日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

平成29年4月1日時点で55歳、かつ平成22年度以前に1等海佐へ昇任した1等海佐である海上自衛官であって、募集開始日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の1等海佐（二）以上の適用を受ける者（注1参照）

3 募集人数

7名

4 募集の期間（約2週間）

平成29年10月26日（木）0900から

平成29年11月9日（木）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成29年11月27日（月）から平成29年12月8日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付窓口に郵送、逕送又は持参により提出する（必着）。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注2）のとおり

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（付紙第2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：（内線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成29年12月8日（金）までに定年に達する職員
- ④ 平成29年10月26日（木）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成29年10月26日（木）から平成29年11月9日（木）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 18 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

- (1) 平成 30 年 5 月 1 日時点で 57 歳に達している海将（募集開始日において、国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 3 条第 4 号へに定める任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職（統合幕僚長、海上幕僚長、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、呉地方総監、佐世保地方総監及び情報本部長）にある者を除く。）である海上自衛官（注 1 参照）
- (2) 平成 30 年 5 月 1 日時点で 56 歳に達している海将補である海上自衛官（注 1 参照）

3 募集人数

3 名 ※応募上限数 3 名

※ 応募上限数（3 名）に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受け付けを締め切る。その場合は直ちに周知する。（詳細は付紙第 1 のとおり。）

4 募集の期間（約 2 週間）

平成 30 年 2 月 26 日（月）0900 から

平成 30 年 3 月 9 日（金）1700 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成 30 年 3 月 19 日（月）から平成 30 年 4 月 6 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第2)に必要事項を記入の上、募集の期間内に海上幕僚監部人事教育部長宛に郵送、遞送又は持参により提出する(必着)。

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第3)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

電話： (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成30年4月6日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成30年2月26日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成30年2月26日(月)から平成30年3月9日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数3名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

(1) 募集人数は 3 人、応募上限数は 3 人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

(2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

(3) 4 番目以降の応募については、受け付けない。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

(4) 募集実施要項（注 2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が 3 人を超える場合には、生年月日の遅い順により、当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口にお問い合わせすること。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

平成 2 9 年 7 月 3 1 日時点で 5 5 歳、かつ平成 2 2 年度以前に 1 等海佐へ昇任した 1 等海佐である海上自衛官であって、募集開始日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 6 6 号）別表第 2 の 1 等海佐（二）以上の適用を受ける者（注 1 参照）

3 募集人数

2 名

4 募集の期間（約 2 週間）

平成 3 0 年 2 月 1 6 日（金）0 9 0 0 から

平成 3 0 年 3 月 2 日（金）1 7 0 0 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成 3 0 年 3 月 2 6 日（月）から平成 3 0 年 4 月 4 日（水）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付窓口へ郵送、逓送又は持参により提出する（必着）。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の 1 週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注２）のとおり

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（付紙第２）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町 5-1

電話： (内線)

(注１) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成３０年４月４日（水）までに定年に達する職員
- ④ 平成３０年２月１６日（金）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成３０年２月１６日（金）から平成３０年３月２日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注２) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊の部隊等に所属する1等空佐の階級にある者（定年年齢が60歳である者を含む。）で、平成29年7月24日時点で55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

5名

4 募集の期間（10日間）

平成29年6月13日(火)0900から平成29年6月22日(木)1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成29年7月24日(月)から平成29年8月11日(金)まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（付紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に所属部隊等の長へ提出する。
- (2) 所属部隊等の長は、応募対象者から応募申請の提出を受けた場合、平成29年6月26日(月)1700までに、順序を経て航空幕僚長へ送付(進達)する。
- (3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(付紙様式第2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部 人事教育部 補任課長

電話： [REDACTED] (専用線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成29年8月11日(金)までに定年に達する職員
- 4 平成29年6月13日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年6月13日(火)から平成29年6月22日(木)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 18 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊の部隊等に所属する 1 等空佐以上の階級にある者（定年年齢が 60 歳である者を含む。）で、平成 29 年 7 月 24 日時点で 55 歳以上の者（注 1 参照）

3 募集人数

2 名

4 募集の期間（10 日間）

平成 29 年 7 月 7 日（金）0900 から平成 29 年 7 月 16 日（日）1700 まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成 29 年 7 月 24 日（月）から平成 29 年 8 月 11 日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に所属部隊等の長へ提出する。
- (2) 所属部隊等の長は、応募対象者から応募申請の提出を受けた場合、平成 29 年 7 月 18 日（火）1700 までに、順序を経て航空幕僚長へ送付（進達）する。
- (3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職

すべき期日の2週間前までの交付を予定する。)

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書(付紙様式第2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

(1) 応募者が将官の場合

航空幕僚監部 人事教育部長

電話： [REDACTED] (専用線) [REDACTED]

(2) 応募者が1等空佐の場合

航空幕僚監部 人事教育部 補任課長

電話： [REDACTED] (専用線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成29年8月11日(金)までに定年に達する職員
- 4 平成29年7月7日(金)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年7月7日(金)から平成29年7月16日(日)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊の部隊等に所属する空将補以上の階級にある者で、平成 2 9 年 8 月 2 5 日時点で 5 5 歳以上の者（注 1 参照）

3 募集人数

1 名

4 募集の期間（10日間）

平成 2 9 年 7 月 2 6 日（水）0 9 0 0 から平成 2 9 年 8 月 4 日（金）1 7 0 0 まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成 2 9 年 8 月 2 5 日（金）から平成 2 9 年 9 月 8 日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、航空幕僚監部人事教育部長へ郵送、逕送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の 2 週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注 2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第 2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部 人事教育部長

電話： (専用線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成29年9月8日(金)までに定年に達する職員
- 4 平成29年7月26日(水) (募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年7月26日(水)から平成29年8月4日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 18 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊に所属する 1 等空佐の階級にある者（定年年齢が 60 歳である者を含む。）で、平成 29 年 11 月 27 日時点で 55 歳以上の者（注 1 参照）

3 募集人数

2 名

※応募上限数 2 名に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（10 日間）

平成 29 年 10 月 24 日（火）0900 から平成 29 年 11 月 2 日（木）1700 まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成 29 年 11 月 27 日（月）から平成 29 年 12 月 8 日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、逡送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の 2 週間前までの交付を予定する。）。

※不認定になる場合は、（注２）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第２）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部 人事教育部 補任課長

電話： (専用線)

(注１) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成２９年１２月８日(金)までに定年に達する職員
- 4 平成２９年１０月２４日(火)（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成２９年１０月２４日(火)から平成２９年１１月２日(木)まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注２) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊に所属する空将補以上の階級にある者で、平成29年12月10日時点で55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

4名 ※応募上限数4名

※応募上限数4名に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（10日間）

平成29年11月21日（火）0900から平成29年11月30日（木）

1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成29年12月10日（日）から平成29年12月31日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、逡送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。

※不認定になる場合は、（注2）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部 人事教育部長

電話：

（専用線）

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成29年12月31日(日)までに定年に達する職員
- 4 平成29年11月21日(火)（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成29年11月21日(火) から平成29年11月30日(木)まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊に所属する1等空佐以上の階級にある者で、平成30年3月19日時点で55歳以上の者(注1参照)

3 募集人数

5名

4 募集の期間(10日間)

平成30年2月17日(土)0900から平成30年2月26日(月)1700まで

なお、都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成30年3月19日(月)から平成30年4月8日(日)まで

なお、認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

また、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書(付紙様式第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、応募者が将官の場合は航空幕僚監部人事教育部長へ、応募者が1等空佐の場合は航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、遞送又は持参する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する(退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。)

なお、不認定になる場合は、(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書(付紙様式第2)を応募

申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

(1) 応募者が将官の場合

航空幕僚監部 人事教育部長

電話： (専用線)

(2) 応募者が1等空佐の場合

航空幕僚監部 人事教育部 補任課長

電話： (専用線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成30年4月8日(日)までに定年に達する職員
- 4 平成30年2月17日(土)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成30年2月17日(土)から平成30年2月26日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊以外の部隊等に所属する1等空佐の階級にある者(定年年齢が60歳である者を含む。)で、平成30年3月19日時点で55歳以上の者(注1参照)

3 募集人数

2名

4 募集の期間(10日間)

平成30年2月17日(土)0900から平成30年2月26日(月)1700まで

なお、都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成30年3月19日(月)から平成30年4月8日(日)まで

なお、認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

また、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書(付紙様式第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、逕送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する(退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。)
なお、不認定になる場合は、(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書(付紙様式第2)を応募

申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部 人事教育部 補任課長

電話： (専用線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成30年4月8日(日)までに定年に達する職員
- 4 平成30年2月17日(土)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成30年2月17日(土)から平成30年2月26日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛装備庁に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、平成29年4月1日に「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約3週間）

平成29年7月10日（月）0930から

平成29年7月31日（月）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

平成29年7月10日（月）から平成29年7月31日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成29年7月31日（月）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第2)を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし(届かないものは、無効とする。)、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1

長官官房人事官付担当

電話番号(外線):

(内線):

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系):

(部外系):

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成29年7月31日(月)までに定年に達する職員

(4) 平成29年7月10日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年7月10日(月)から平成29年7月31日(月)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

防衛装備庁に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第1イ行政職俸給表(一)9級以上の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、平成29年4月1日に「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者(注1参照)

2 募集人数

若干名

3 募集期間(約2週間)

平成29年7月24日(月)0930から

平成29年8月10日(木)1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

平成29年8月1日(火)から平成29年8月10日(木)まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日(募集期間末日の消印まで有効)、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成29年8月10日(木)までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第2)を退職すべき期日の前日までに下記受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし(届かないものは、無効とする。)、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1

長官官房人事官付担当

電話番号(外線):

(内線):

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系):

(部外系):

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成29年8月10日(木)までに定年に達する職員

(4) 平成29年7月24日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年7月24日(月)から平成29年8月10日(木)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

防衛装備庁に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第1イ行政職俸給表(一)7級以上の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、平成29年4月1日に「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者(注1参照)

2 募集人数

若干名

3 募集期間(2週間)

平成30年3月1日(木)0930から

平成30年3月14日(水)1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

平成30年3月26日(月)から平成30年4月30日(月)まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日(募集期間末日の消印まで有効)、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成30年4月30日(月)までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第2)を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし(届かないものは、無効とする。)、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成30年4月30日(日)までに定年に達する職員
- (4) 平成30年3月1日(木)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成30年3月1日(木)から平成30年3月14日(水)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1

長官官房人事官付担当

電話番号(外線):

(内線):

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系):

(部外系):

7 その他(再就職支援)

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5(1)の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出るものとする。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、受付担当から連絡する。

(支援条件)

- ① 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ② 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、長官官房人事官付担当へ照会するものとする。